

大阪市立社会福祉センター会議室の使用について

会議室の使用を許可するために使用許可申請者（主催者）は、新型コロナウイルス感染防止のための取り組みとして、次の各事項を遵守してください。

【使用申請者が遵守する事項】

- ◎ 窓、扉を開けて使用すること
- ◎ 人との間隔はできるだけ2m（最小1m）を確保できるよう会議室の定員の概ね半分以下の参加人数に制限すること
- ◎ 参加者の名簿を作成し、必要に応じて名簿を保健所に提出することを参加者全員に周知すること。
- ◎ 参加者全員に会議当日は自宅等で検温し、軽度の発熱や咳、咽頭痛等の症状がある場合は参加しないよう周知すること
- ◎ 会議室使用前に参加者に前記の症状がないことを管理事務室へ報告すること
- ◎ 参加者に対してマスク着用の周知を徹底すること
- ◎ 参加者に「大阪コロナ追跡システム」の登録を要請すること